

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業者の事業活動を支援し、地域産業の活性化を促進するとともに、市内における共生社会の実現を図るため、市内民間施設（以下「店舗等」という。）が行うバリアフリー化工事に対し、予算の範囲内で十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主たる事業所 従業員の採用、社会保険の加入等の事務を行い、本社とは独立した業務を行っている市内の事業所をいう。
- (2) バリアフリー化工事 店舗等のバリアフリー化を図るための新設工事、改装工事又は改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は主たる事業所を有している事業所であって、飲食店、宿泊施設又は物品販売店のいずれかに該当すること。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等

イ 十日町市暴力団排除条例（平成24年十日町市条例第4号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有している者が営業している店舗等

ウ テイクアウト専門店、宅配サービス専門店、キッチンカー、スーパーなどのイートインスペース及び特定の利用者のみが利用する店舗等

- (2) 補助金の対象となる店舗等（以下「対象店舗等」という。）の営業者と所有者が異なる場合は、対象店舗等の所有者からバリアフリー化工事の実施について同意を得ていること。
- (3) 工事完了後も対象店舗等の営業を継続すること。
- (4) 納付期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う対象店舗等のバリアフリー化工事とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、バリアフリー化工事に要する経費その他特に市長が認める経費とする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まないものとする。

2 補助対象経費の総額が5万円に満たないバリアフリー化工事は、補助金の対象としない。

3 補助対象事業に関し他の補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費からその額を差し引くものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1とし、50万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第7条 市長は、次に掲げる事項を条件として補助金を交付するものとする。

(1) 補助対象事業の内容及びそれに要する経費を変更（第12条に定める軽微な変更を除く。）しようとする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(3) 補助対象事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請は、同一の補助対象者につき、当該年度内において1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、書類等を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、申請を行った補助対象者に対し、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

(変更等の承認)

第10条 補助事業者（前条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以下同じ。）が第7条第1号又は第2号の承認を受けようとする場合は、あらかじめ十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業変更承認申請書（様式第3号）又は十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）により市長に申請をしなければならない。

(交付決定の変更)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、書類を審査し、承認する場合は、補助事業者に対して、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業変更承認通知書（様式第5号）又は十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第12条 第7条第1号に定める軽微な変更とは、申請書に記載の事業の内容に異動が生じず、かつ、補助事業に要する経費が20パーセント以内の増減で補助金額の変更を伴わないものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第14条 市長は、前条の報告を受けた場合には、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとし、補助事業者に対して、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の額の確定通知後に、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

十日町市長 様

（申請者）

申請者住所 〒

事業所名

代表者名

電話番号

担当者名

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付申請書

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 _____ 円

1. 添付書類

- 1) 事業実施計画書（別紙）
- 2) 補助対象事業の経費を証明する見積書又はこれに準ずる書類（写し可）
- 3) 補助対象事業の内容が分かる図面、パンフレット、カタログ等（写し可）
- 4) 施工前の状況が確認できる写真
- 5) 市税の納税証明書

別紙

事業実施計画書

1. 実施計画

(1) 補助金申請額	円
(2) 補助対象経費	円 (税抜き)
	<p><算出式></p> $\frac{\text{円 (2)} \times 1 / 2}{\text{(対象経費)}} = \frac{\text{円 (2)} \times 1 / 2}{\text{(補助金申請額 (1))}}, 000\text{円 (1,000円未満切捨て)}$
(3) 事業実施予定場所	
(4) 事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(5) 事業内容	

2. 収支予算

		項目	金額 (円)	摘要
収 入		市補助金		
		自己負担		
		収入合計 (A)		
支 出	補助対象経費			
		補助対象経費計 (B)		
	補助対象外経費	消費税等		
補助対象外経費計 (C)				
支出合計 (B) + (C) = (D)				※AとDは同額

- (B) × 1 / 2 の額が申請書の交付申請額となる。(1,000円未満切捨て、補助上限額あり。)
- 消費税等は補助対象外

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金につきましては、下記のとおり交付の決定をいたしましたので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第9条に基づき通知いたします。

記

- 1 補助金額は、次のとおりとする。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- 2 補助金の交付対象となる事業内容は、補助金交付申請書のとおりとする。

- 3 補助金交付の条件は、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱に定めるところによる。

年 月 日

十日町市長 様

（申請者）
申請者住所 〒

事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業を下記のとおり変更したいので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

既交付決定額	円
変更後の 補助対象経費（税抜き）	円
変更後の 交付申請額 ※1,000円未満切捨て	円
変更後の 補助対象事業の内容及 び変更理由	
添付資料	<ul style="list-style-type: none">・ 変更後の補助対象事業の経費を証明する見積書又はこれに準ずる書類（写し可）・ 変更後の補助対象事業の内容が分かる図面、パンフレット、カタログ等（写し可）

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

十日町市長 様

（申請者）
申請者住所 〒

事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

交付決定額	円
廃止の時期	年 月 日
廃止の理由	

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認の申請のあった標記の補助金について、下記のとおり変更承認することに決定したので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第 11 条に基づき通知します。

記

- 1 変更後の補助金額等は、次のとおりとする。

補助金交付決定額 金 _____ 円

- 2 補助金の交付対象となる事業内容は、変更承認申請書の記載のとおりとする。

- 3 補助金交付の条件は、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱に定めるところによる。

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで中止（廃止）承認の申請があった標記の事業について、申請のとおり承認することに決定したので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第11条に基づき通知します。

年 月 日

十日町市長 様

(申請者)
申請者住所 〒

事業所名
代表者名
電話番号
担当者名

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった事業が完了したので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類等を添えて実績を報告します。

また、併せて補助金について下記のとおり請求します。

記

1. 補助金請求額 金 _____ 円

2. 補助金の振込先

金融機関名	() 支店	預金種類	普通 ・ 当座
口座番号			
(フリガナ) 口座名義			

3. 添付書類

- 1) 事業実績報告書（別紙）
- 2) 請求書、領収書等の写し
- 3) 事業実施内容の分かる施工中、施工後の写真
- 4) 上記2に記載の口座情報の分かる通帳等の写し

別紙

事業実績報告書

1. 実施実績

(1) 補助金請求額	円
(2) 補助対象経費	円 (税抜き)
	<p><算出式></p> $\frac{\text{円 (2)} \times 1 / 2}{\text{(対象経費)}} = \underline{\hspace{2cm}}, 000\text{円 (1,000円未満切捨て)}$ <p>(補助金請求額 (1))</p>
(3) 事業実施場所	
(4) 事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
(5) 事業実績	

2. 収支決算

		項目	金額 (円)	摘要
収 入		市補助金		
		自己負担		
		収入合計 (A)		
支 出	補助対象経費			
		補助対象経費計 (B)		
	補助対象外経費	消費税等		
補助対象外経費計 (C)				
支出合計 (B) + (C) = (D)				※AとDは同額

- ・ (B) × 1 / 2 の額が請求書の請求額となる。(1,000円未満切捨て、補助上限額あり。)
- ・ 消費税等は補助対象外

第 号
年 月 日

様

十日町市長

十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知をした事業について、下記のとおり交付額を
確定しましたので、十日町市店舗等バリアフリー改修支援事業補助金交付要綱第 14 条に基づき通知い
たします。

記

1 補助金交付確定額 金 _____ 円